徳島県告示第五百九十六号

保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、 を次のように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

三好市池田町西山山上志垣六一の二、解除に係る保安林の所在場所 六七の二

- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 解除の理由

 \equiv

指定理由の消滅